

意見書

城の岡団地に隣接する産業廃棄物処分場に関する意見書

300世帯以上が生活する静かな自然環境に恵まれた住宅地である菱町一丁目城の岡団地。その住宅地の隣に突然巨大な産業廃棄物処分場ができたことを知った時、住民は、驚きとともに大きな不安を感じました。

そして不安は、平成26年7月に現実となります。硫化水素の発生です。

その後も住民は、安全で安心な生活を脅かされ続けています。

群馬県が住宅地に近くても安全であるとその根拠にした尾根は、年々産業廃棄物の堆積によりその壁としての効果が減少していきます。その事が将来への不安をよりいっそう高めています。

住宅地に異常に近いところに産業廃棄物処分場を許可し、安全に操業をさせることができなかつた群馬県に対して、下記の事項を徹底して実行することを強く求めます。

記

1. 群馬県は、業者（井草実業）に対し、群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準を守るよう指導しその管理監督責任において徹底させること。なお、同基準第8条、第14条から第19条については、業者への指導を十分に行ってもらいたい。また、以下の項目についても指導してもらいたい。
 - ①安定5品目以外の物が投棄されないよう、また展開検査が確実に実施されるよう、記録用カメラを荷下ろし前のチェック地点と展開検査場の2か所に設置し、そのデータを住民の要請により公開すること。
 - ②住民の要請により、臭いのする箇所において水質検査を実施（年に一度県に報告している内容と同程度の精査内容のもの）し、臭いの原因を突き止め公表すること。
 - ③臭いの原因が産廃場であると特定できた場合には、ろ過処理施設を稼働させるなどして、より徹底した水質管理を図ること。
 - ④土壌を通り抜けた浸出水が団地内に浸透してこないのか、産廃物が蓄積されるに伴って懸念されるので、それを確認するため城の岡団地内の東児童公園に観測井戸を作り、そこでも水質検査を実施すること。
 - ⑤集水ピットとその周辺、あるいは処分場全体及び城の岡団地内において硫化水素測定機器を設置し測定を実施すること。
 - ⑥住民との話し合いにはその都度応ずること。
2. 県は指導徹底するにあたり、項目ごとにチェックリストを作成し、その経緯と結果を住民の要請により公表すること。
3. 県は5年の更新を前に、申請時に提出された環境影響調査書の要因と項目について改めて評価し、現状と照らし合わせてそぐわないものについては、実施計画書を再度作成し提出させること。
4. 住民からの話し合いの要望に、県はいつでも応じること、さらに市と業者を交えた四者会議を継続的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 ○群馬県知事

請願の 審査結果

この定例会では、請願3件の審査を行い、その結果、1件が採択、2件が閉会中の継続審査となりました。

◎採択となった請願

付託委員会	受理番号	件名
教育民生委員会	第9号	城の岡団地に隣接する産業廃棄物処分場に関する請願

◎継続審査となった請願

付託委員会	受理番号	件名
教育民生委員会	第10号	国保税の引き下げを求める請願
	第11号	介護保険料の引き下げを求める請願

人事案件

青木 けい子氏（再任）

人権擁護委員候補者

市議会は、次の人事案件1件に異議ない旨回答することに決定しました。